

松江市告示第 144 号

松江市新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険料の徴収猶予の特例に関する取扱要綱（令和 2 年松江市告示第 360 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象となる保険料の納期限の範囲)</p> <p>第2条 条例附則第15項及び第16項の規定に係る松江市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年松江市条例第41号)附則に規定する市長が別に定める日は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p> <p>(適用基準)</p> <p>第3条 条例附則第15項に規定する前年の当該事業収入等とは、<u>令和4年4月1日</u>以降の連続する1月以上の期間に対する前年同期における当該事業収入等とする。</p> <p>(申請期限)</p> <p>第6条 第4条に規定する申請書の提出は、<u>令和5年3月31日まで</u>に行わなければならない。ただし、期限までに提出することが困難であると市長が認める場合はこの限りでない。</p> <p>別記様式(第4条関係) <u>別紙のとおり</u></p>	<p>(対象となる保険料の納期限の範囲)</p> <p>第2条 条例附則第15項及び第16項の規定に係る松江市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年松江市条例第41号)附則に規定する市長が別に定める日は、<u>令和4年3月31日</u>とする。</p> <p>(適用基準)</p> <p>第3条 条例附則第15項に規定する前年の当該事業収入等とは、<u>令和3年4月1日</u>以降の連続する1月以上の期間に対する前年同期における当該事業収入等とする。</p> <p>(申請期限)</p> <p>第6条 第4条に規定する申請書の提出は、<u>令和4年3月31日まで</u>に行わなければならない。ただし、期限までに提出することが困難であると市長が認める場合はこの限りでない。</p> <p>別記様式(第4条関係) <u>別紙のとおり</u></p>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

整理番号

収受印

徴 収 猶 予 申 請 書

特

(あて先)松江市長

松江市国民健康保険条例第34条第1項及び附則第16項の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。

申請者	住所	電話番号 () 携帯電話 ()			申請年月日	年 月 日
	世帯主氏名 (記号番号)				主たる生計維持者の氏名	
納付すべき保険料	年度	期別	納期限	保険料 円	通知書番号	猶予を希望する期間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
						納期限の翌日から 月間
合 計			①			
新型コロナウイルス感染症等の影響		<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

(1) 収入の減少の状況等

年 月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月		
	月	月	月	月	月	月
収入	円	円	円	円	円	円
	②	③	④	⑤	⑥	⑦
支出						
	⑧	⑨	⑩			

収入減少率

1 - (② ÷ ⑤)

1 - (③ ÷ ⑥)

1 - (④ ÷ ⑦)

のうち最大のものを記載

%

支出平均額

(⑧ + ⑨ + ⑩) ÷ 記入月数

⑪ 円

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑪×6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	円	
			=	当面の支出 見込額(⑫)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑬)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

$$\text{⑬ (現金・預貯金残高)} - \text{⑫ (当面の支出見込額)} = \text{納付可能金額(⑭)} \quad \text{円}$$

(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①) 納付すべき保険料		(⑭) 納付可能金額		猶予額
円	-	円	=	円

《「収入の減少」とは…》

____年 月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入(事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入)のいずれかの収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。